

公示番号		1 0 4
------	--	-------

<電子入札案件>

※ 東京電子自治体共同運営「電子調達サービス／入札情報」でご確認ください。

制限付一般競争入札工事発注予定表		
件 名		障害者福祉センターはあとびあ原宿防水改修工事
施工場所		渋谷区神宮前三丁目 18 番 37 号
工期限(予定)		令和 9 年 8 月 27 日
1 工事内容 (1)防水改修を行う。 ア屋上機械置場(約 273 ㎡)のウレタン塗膜防水改修を行う。 イ3階屋上物干しスペース(約 64.2 ㎡)、3階屋上緑化スペース(約 265 ㎡)のウレタン塗膜防水改修を行う。 ウ各階バルコニー(合計約 528 ㎡)のウレタン塗膜防水改修を行う。 エ光庭、エントランス庇、ごみ置き場屋上のウレタン塗膜防水改修を行う。 オ折板屋根(約 607 ㎡)の超速硬化ウレタンスプレー防水改修を行う。 (2)防水改修にあたり緑化工事ならびに植栽工事を行う。 ア3階屋上緑化スペースの植栽、屋上緑化システム、ウッドデッキ等の撤去ならびに復旧を行う。 イ光庭の植栽の一時移植ならびに復植を行う。 (3)2階光庭の建具改修を行う。 2 その他 事業を継続させながら行う工事であるため、振動、騒音、臭気等の配慮や工事の周知を十分に行う。		
業 種		建築工事
入 札 参 加 資 格 要 件	格 付 等	共同格付Aランク、BランクまたはCランク（渋谷区内業者に限る。） （最新の経営事項審査における建築一式の総合評定値が800点以上であること。） （本社が渋谷区外に所在する場合は、別に定める渋谷区内業者の認定を受けていること。書式は区ホームページをご覧ください。）
	実 績 要 件	平成31年4月以降に、上記業種について7000万円を超える官公庁発注の完成工事实績を有すること。 （契約書の写しをメールで送信するか、共同運営上で申請書に添付すること。） ※ 完成工事实績は渋谷区を申請先自治体としている共同運営申請営業所の実績で、指定地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）内のものに限る。
	そ の 他 条 件	(1) 上記業種について渋谷区競争入札参加資格を有していること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に基づき、渋谷区における一般競争入札の参加を制限されていないこと。 (3) 国税、地方税及び消費税を引き続き2年完納していること。 (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第30条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、渋谷区が 経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。 (5) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱による、指名停止期間中でないこと。 (6) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成25年11月区長決裁)に基づく入札参加除外措置期間中にないこと。 (7) 特定建設業の許可を有すること。 (8) 専任の監理技術者を配置できること。なお、本工事は、「建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない工事」である。 (9) 入札参加有資格者が入札までに上記の条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

申 込 期 間 申 込 方 法	期間 令和8年10月5日（月）から 令和8年10月13日（火）午後3時まで ※「電子調達サービス/電子入札」により、「資格確認申請書」を提出すること。
契約条項等の閲覧	渋谷区ホームページで公表
入札参加資格確認 結 果 通 知	確認の結果は、令和8年10月15日（木）までに「電子調達サービス」により通知する。
設 計 図 書 の 配 布	令和8年10月15日（木）以降
予 定 価 格 の 公 表	事前公表とする。
入 札 保 証 金	免除する。
入 札 日 時 等	入札日時 令和8年11月13日（金） 午前10時まで 開札日時 令和8年11月13日（金） 午前10時 ※ 入札書の提出は、「電子調達サービス/電子入札」により行うこと。提出の際は、総括内訳書（指定書式）を添付すること。 ※ 入札期限までに、本件入札に関して談合等の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。 ※ 紙による入札は行わない。
落 札 決 定	(1) 落札者には、開札日時以降に「電子調達サービス」により落札決定通知を行う。 (2) 落札決定通知を受けた者は、通知を受けた日から3営業日以内に、落札決定通知書を持参の上、契約課契約係まで来庁すること。 (3) 落札者は、配置する監理技術者の監理技術者資格者証の写しを提出すること。
注 意 事 項	(1) 本発注予定表の内容は、変更となる場合がある。 (2) 本件は、渋谷区公契約条例が適用される工事であり、労働台帳の提出、労働報酬下限額以上の賃金支払い等が義務付けられます。また、賃金報酬チェック表及び確認書（様式4）の写しの提出を求めます。 (3) 受注者は、下請契約の適正化に十分配慮すること。 (4) 下請契約にあたっては、契約の相手方を渋谷区内の業者から選定するよう努めること。
問 い 合 わ せ 先	渋谷区役所 総務部契約課契約係 TEL : 03-3463-1423（係） Email : sec-keiyaku@shibuya.tokyo